

2024年12月2日以降の「健康保険証」について

現在の保険証使用可能期間中は、3種類の加入資格証明書が混在します

			現保険証経過措置期間	
			2024/12/2～ 2025/12/1	2025/12/2～
【現在籍者】 ～2024/12/1 資格取得者	マイナ保険証 登録者	保 険 証 廃 止	マイナ保険証	
			現在の健康保険証 (紛失時の再発行なし)	マイナ保険証
	未登録者		現在の健康保険証 (紛失時の再発行なし)	資格確認書

マイナ保険証登録
後はマイナ保険証
利用に

2024/12/2 以降資格取得者	マイナ保険証 登録者	保 険 証 廃 止	マイナ保険証	
	未登録者		資格確認書	

マイナ保険証登録
後はマイナ保険証
利用に